

[水 道 事 業]

第7章 水道料金制度等

- 1 水道料金制度の変遷
- 2 水道料金等の変遷
- 3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳
- 4 水量ランク別戸数・使用水量・料金
- 5 料金単価別有収水量・料金
- 6 年度別・用途別有収水量
- 7 年度別水道料金等調定状況
- 8 水道料金の徴収と督促等の状況
- 9 水道メーター点検状況
- 10 水道料金の減免措置状況
- 11 特例計算
- 12 大阪府内 各市水道料金比較

1 水道料金制度の変遷

年 月 日			事 項
昭和 2 6	4	1	水道料金創設（水道料金体系は用途別一律超過料金体系を採用） 水道メーター使用料創設
2 9	7	1	第 1 回水道料金改定
3 2	1 0	1	第 2 回水道料金改定
3 4	3	1	第 1 回水道メーター使用料改定
	4	1	下止々呂美簡易水道料金創設
3 7	4	1	第 3 回水道料金改定
			第 2 回水道メーター使用料改定
			第 1 回手数料改定
3 9	4	1	栗生簡易水道料金創設
4 0	7	1	第 4 回水道料金改定
4 2	4	1	上止々呂美簡易水道料金創設 出納取扱金融機関に「住友銀行豊中支店」指定
	8	1	水道料金口座振替制度採用
4 3	4	1	栗生簡易水道料金廃止
4 4	1 0	8	下水道使用料徴収業務受託
4 5	8	1	第 3 回水道メーター使用料改定
4 6	6	1	口径別納付金制度採用
	1 0	1	水道料金計算業務の一部を電算処理委託（口座振替分のみ）
4 7	1 0	1	水道料金計算業務の全部を電算処理委託
4 9	6	1	隔月検針・隔月集金実施
5 2	5	1	第 1 回口径別納付金改定
	1 0	1	水道料金の集金制を廃止し、納付制に切替 消込業務及び第 1 次督促状発行業務の電算処理委託
5 3	4	1	第 5 回水道料金改定 第 1 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 水道料金体系をすべて用途別一律超過料金体系から用途別段階別逦増 制料金体系に変更 第 2 回手数料改定
		6	1 マンション等共同住宅に水道料金の特例計算を採用
	1 1	2 8	出納取扱金融機関（住友銀行）取扱店を豊中支店から箕面支店に変更

年 月 日			事 項
昭和 5 4	1 0	1	水道料金口座振替分の領収書を廃止し、振替済通知書に変更
5 5	1	4	既設開栓申込の電話受付を開始
	1 0	1	第 2 次督促状及び停水予告状の発行業務を電算処理委託
5 7	5	1	第 6 回水道料金改定 第 2 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第 2 回口径別納付金改定 第 4 回水道メーター使用料改定 第 3 回手数料改定 生活保護世帯に対し水道の基本料金及びメーター使用料の免除措置を実施
6 0	1 0	1	精算料金の徴収方法を窓口収納から「転居先への納付書郵送」 「口座振替」「現地精算」のいずれかに変更 閉栓申込の電話受付を開始
6 1	4	1	第 7 回水道料金改定 第 3 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 郵政省を収納取扱金融機関に指定
	6	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を実施 ①母子年金、遺児年金、準母子年金又は遺族基礎年金のいずれかを受給している世帯 ②児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 ③身体障害者（1 級・2 級）又は知的障害者（A・B ₁ ）のいる世帯
6 2	4	1	水道料金の転出精算分に郵便振替制度採用
平成 3	1 1	1	使用水量・消込原符の読取り及び未納水道料金検索・納入通知書再発行のため小型OCR・オフィスコンピュータ導入
4	4	1	計量業務（上水道事業地域の一部）を業者委託
	6	1	月 4 回の水道料金計算業務を月 2 回に変更
6	4	1	第 8 回水道料金改定 第 4 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定
8	3	1	水道料金システムの電算処理を業者委託から自己処理に切替 納入通知書その他各種通知書を封書からメールシーラーによるはがき型式に切替

年	月	日	事 項
平成	9	6	1 第9回水道料金改定（消費税5%を外税で課税） 第5回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定（消費税5%を外税で課税）
10	10	1	計量業務にハンディターミナルシステムを導入 滞納整理に領収書発行用ハンディターミナル導入
13	4	1	第10回水道料金改定 第6回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第5回水道メーター使用料改定
	10	1	コンビニエンスストアでの収納取扱開始
15	2	5	口座振替伝送システムを導入
16	4	1	水道料金を消費税込みに改定 上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金を消費税込みに改定 水道メーター使用料を消費税込みに改定
18	10	1	生活保護世帯に対する水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
19	3	29	北部簡易水道料金創設（平成19年箕面市条例第16号） ＊上水道料金と同様とする。
	4	1	計量業務を業者委託
22	7	1	第11回水道料金改定
	10	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
23	4	1	上止々呂美・下止々呂美・北部簡易水道料金廃止
25	7	1	第12回水道料金改定
	10	1	クレジットカード払いでの収納取扱開始
26	4	1	水道料金の消費税率を8%（外税課税）に改定
30	7	1	第13回水道料金改定
令和 元	10	1	水道料金の消費税率を10%（外税課税）に改定
4	4	1	スマートフォン決済アプリでの収納取扱開始
5	10	1	消費税のインボイス対応開始

2 水道料金等の変遷

(1) 水道料金の変遷（1カ月につき）

料 金 体 系			創 設		料 金 改 定	
					第 1 回	
(用途別一律超過料金体系)			昭和 2 6 年 4 月		昭和 2 9 年 7 月	
一 般 用	家 事 用	基本料金	10㎡まで	200	10㎡まで	200
		超過料金	1㎡につき	25	1㎡につき	25
	普通営業用	基本料金	20㎡まで	450	20㎡まで	400
		超過料金	1㎡につき	30	1㎡につき	30
	病院・官公署用	基本料金	20㎡まで	350	20㎡まで	350
		超過料金	1㎡につき	20	1㎡につき	20
	学 校 用	基本料金	20㎡まで	350	100㎡まで	1,500
		超過料金	1㎡につき	20	1㎡につき	20
	原動力・工食用	基本料金	30㎡まで	750	30㎡まで	750
		超過料金	1㎡につき	30	1㎡につき	30
湯 屋 用		基本料金	100㎡まで	1,500	1㎡につき	15
		超過料金	1㎡につき	17		
工事その他臨時用		基本料金	1㎡につき	30～	1㎡につき	30～
		超過料金		100		100
備 考						

(単位：円)

料 金 改 定					
第2回		第3回		第4回	
昭和32年10月		昭和37年4月		昭和40年7月	
10㎥まで	250	10㎥まで	250	8㎥まで 10㎥まで	280 350
1㎥につき	(1号)31	1㎥につき	(1号)31	1㎥につき	45
	(2号)28		(2号)28		
20㎥まで	500	20㎥まで	500	20㎥まで	700
1㎥につき	38	1㎥につき	38	1㎥につき	48
20㎥まで	438	20㎥まで	900	20㎥まで	900
1㎥につき	25	1㎥につき	50	1㎥につき	50
100㎥まで	1,875	20㎥まで	900	20㎥まで	900
1㎥につき	25	1㎥につき	50	1㎥につき	50
30㎥まで	938	30㎥まで	938	30㎥まで	1,140
1㎥につき	38	1㎥につき	38	1㎥につき	48
100㎥まで	1,650	100㎥まで	1,650	100㎥まで	2,300
1㎥につき	19	1㎥につき	19	1㎥につき	30
1㎥につき	38	1㎥につき	50	1㎥につき	60
* 1号：2号適用者以外 2号：1メートルで2世帯以上使用の場合					

(単位：円)

料 金 体 系			料 金 改 定			
			第5回	第6回	第7回	第8回
(用途別段階別通増制料金体系)			昭和53年4月	昭和57年5月	昭和61年4月	平成6年4月
一 般 用	基本料金	8㎥まで	320	400	580	680
	超過料金 (1㎥につき)	9㎥～ 10㎥まで	50	60	85	120
		11㎥～ 20㎥まで	60	75	100	140
		21㎥～ 30㎥まで	75	95	120	165
		31㎥～ 50㎥まで	90	110	140	195
		51㎥～100㎥まで	110	130	160	225
		101㎥～300㎥まで	130	150	180	255
		301㎥～500㎥まで	160	180	210	290
		501㎥～	190	210	240	325
湯 屋 用	基本料金	100㎥まで	3,000	3,600	4,600	4,600
	超過料金	1㎥につき	44	52	67	67
工事その他臨時用	基本料金	2㎥まで	1㎥につき	1㎥につき	800	1,000
	超過料金	1㎥につき	300	400	400	500
備 考			*昭和53年4月用途別段階別通増制料金体系に変更			

料 金 改 定							
第9回	第10回		第11回	第12回		第13回	
平成9年6月	平成13年4月	平成16年4月	平成22年7月	平成25年7月	平成26年4月	平成30年7月	令和元年10月
648	920	966.00	779.00	723.00	689	686	686
115	150	157.50	157.50	157.50	150	126	126
140	170	178.50	178.50	178.50	170	168	168
165	195	204.75	204.75	204.75	195	192	192
195	225	236.25	236.25	236.25	225	230	230
225	255	267.75	267.75	267.75	255	255	255
255	285	299.25	299.25	299.25	285	285	285
290	320	336.00	336.00	336.00	320	320	320
325	355	372.75	372.75	372.75	355	355	355
4,600	5,600	5,880.00	5,880.00	5,880.00	5,600	5,600	5,600
67	80	84.00	84.00	84.00	80	80	80
1,000	1,200	1,260.00	1,260.00	1,260.00	1,200	1,200	1,200
500	600	630.00	630.00	630.00	600	600	600
*平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税		*平成16年4月1日から消費税込みに改定			*平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税		*令和元年10月1日から消費税10%を外税で課税

(2) 水道メーター使用料の変遷

(単位：円/月)

口 径 (mm)	創 設	第 1 回改定	第 2 回改定	第 3 回改定	第 4 回改定	第 5 回改定			
	昭和26年4月	昭和34年3月	昭和37年4月	昭和45年8月	昭和57年5月	平成13年4月	平成16年4月	平成26年4月	令和元年10月
13	20	20	45	45	50	25	26. 25	25	25
16	25	25	—	—	—	—	—	—	—
20	30	30	80	80	100	50	52. 50	50	50
25	40	使 用 者 において 設 置	80	80	100	50	52. 50	50	50
30	—		—	200	200	100	105. 00	100	100
40	—		250	250	250	125	131. 25	125	125
50	使 用 者 において 設 置		680	680	1, 700	850	892. 50	850	850
75			900	900	2, 000	1, 000	1, 050. 00	1, 000	1, 000
100			1, 050	1, 050	2, 300	1, 150	1, 207. 50	1, 150	1, 150
150			—	1, 500	4, 100	2, 050	2, 152. 50	2, 050	2, 050
200			—	—	—	—	—	—	—

- * 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税
- * 平成16年4月1日から消費税込みに改定
- * 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税
- * 令和元年10月1日から消費税10%を外税で課税

(3) 口径別納付金の変遷

(単位：円)

口 径 (mm)	創 設	第 1 回改定	第 2 回改定		第 3 回改定
	昭和46年6月	昭和52年5月	昭和57年5月	平成16年4月	平成26年4月
13	20,000	40,000	80,000	84,000	80,000
20	50,000	100,000	170,000	178,500	170,000
25	90,000	180,000	310,000	325,500	310,000
30	140,000	280,000	480,000	504,000	480,000
40	280,000	560,000	950,000	997,500	950,000
50	490,000	980,000	1,670,000	1,753,500	1,670,000
75	1,330,000	2,660,000	4,520,000	4,746,000	4,520,000
100	2,730,000	5,460,000	9,280,000	9,744,000	9,280,000
150	7,540,000	15,080,000	25,640,000	26,922,000	25,640,000
200以上	市長が別に定める	市長が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

- * 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税
- * 平成16年4月1日から消費税込みに改定
- * 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税
- * 令和元年10月1日から消費税10%を外税で課税

3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳

用 途		栓 (栓)	数 構成率	戸 (戸)	数 構成率	有 収 (m ³)	水 量 構成率	備 考
1	家事用	56,429	95.9%	66,771	95.0%	11,918,177	84.1%	
2	営業用	1,635	2.8%	2,712	3.9%	1,424,350	10.1%	
3	官公署用	306	0.5%	311	0.4%	190,749	1.4%	
4	学校用	59	0.1%	59	0.1%	230,857	1.6%	
5	工場用	162	0.3%	162	0.2%	113,084	0.8%	
6	プール用	7	0.0%	7	0.0%	60,069	0.4%	
7	病院用	35	0.0%	35	0.1%	188,883	1.3%	
8	湯屋用	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
9	臨時用	232	0.4%	232	0.3%	39,993	0.3%	
合 計		58,865	100.0%	70,289	100.0%	14,166,162	100.0%	

4 水量ランク別戸数・使用水量・料金

(一般用)

1 か月あたりの使用 水量	延べ戸数 (戸)		使用水量 (m ³)		料金 (円)	
		構成比		構成比	(税抜)	構成比
0～ 8m ³	254,961	29.76%	1,077,084	7.62%	174,902,903	7.88%
9～ 10m ³	59,367	6.93%	543,808	3.85%	49,403,634	2.22%
11～ 20m ³	299,863	35.00%	4,566,381	32.33%	544,653,662	24.53%
21～ 30m ³	152,815	17.84%	3,705,218	26.23%	524,662,537	23.63%
31～ 50m ³	50,126	5.85%	1,805,245	12.78%	296,808,738	13.36%
51～100m ³	5,664	0.66%	364,010	2.58%	72,362,376	3.26%
101～300m ³	2,746	0.32%	457,356	3.24%	112,189,908	5.05%
301～500m ³	782	0.09%	296,959	2.10%	81,645,296	3.68%
501m ³ 以上	763	0.09%	980,413	6.94%	321,637,659	14.48%
区分外	29,668	3.46%	329,695	2.33%	42,354,284	1.91%
計	856,755	100.0%	14,126,169	100.0%	2,220,620,997	100.0%

* 区分外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

5 料金単価別有収水量・料金

(1) 一般用

料金単価(税抜)	(水量ランク)	有収水量 (m ³)		料金 (円)	
			構成比	(税抜)	構成比
基本料金 (1 か月) 686円	(0～ 8m ³)	5,654,092	40.03%	567,381,339	25.55%
126円／m ³	(9～ 10m ³)	1,094,390	7.75%	137,893,140	6.21%
168円／m ³	(11～ 20m ³)	3,696,711	26.17%	621,047,448	27.97%
192円／m ³	(21～ 30m ³)	1,249,743	8.85%	239,950,656	10.81%
230円／m ³	(31～ 50m ³)	500,575	3.54%	115,132,250	5.18%
255円／m ³	(51～100m ³)	295,335	2.09%	75,310,425	3.39%
285円／m ³	(101～300m ³)	491,756	3.48%	140,150,460	6.31%
320円／m ³	(301～500m ³)	214,959	1.52%	68,786,880	3.10%
355円／m ³	(501m ³ 以上)	598,913	4.24%	212,614,115	9.57%
区分外		329,695	2.33%	42,354,284	1.91%
計		14,126,169	100.0%	2,220,620,997	100.0%

*区分外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

(2) 臨時用

料金単価(税抜)	(水量ランク)	有収水量 (m ³)		料金 (円)	
			構成比	(税抜)	構成比
基本料金 1,200円	(0～ 2m ³)	4,312	10.78%	3,953,400	15.59%
600円／m ³	(3m ³ 以上)	35,681	89.22%	21,408,600	84.41%
計		39,993	100.0%	25,362,000	100.0%

6 年度別・用途別有収水量

用 途	令和 2 年度		令和 3 年度		
	水量（m ³ ）	構成比	水量（m ³ ）	構成比	前年度比
家 事 用	12,409,104	85.5%	12,270,161	85.7%	98.9%
営 業 用	1,249,983	8.6%	1,239,596	8.7%	99.2%
病院・学校・官公署・プ [○] ール・湯屋用	659,444	4.6%	633,729	4.4%	96.1%
工 場 用	116,454	0.8%	108,939	0.8%	93.6%
臨 時 用	73,298	0.5%	58,359	0.4%	79.6%
合 計	14,508,283	100.0%	14,310,784	100.0%	98.6%

令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
水量（m ³ ）	構成比	前年度比	水量（m ³ ）	構成比	前年度比	水量（m ³ ）	構成比	前年度比
11,972,790	84.7%	97.6%	11,878,601	84.5%	99.2%	11,918,177	84.1%	100.3%
1,312,899	9.3%	105.9%	1,359,552	9.7%	103.6%	1,424,350	10.1%	104.8%
679,780	4.8%	107.3%	677,766	4.8%	99.7%	670,558	4.7%	98.9%
106,738	0.8%	98.0%	107,910	0.7%	101.1%	113,084	0.8%	104.8%
59,516	0.4%	102.0%	35,857	0.3%	60.2%	39,993	0.3%	111.5%
14,131,723	100.0%	98.7%	14,059,686	100.0%	99.5%	14,166,162	100.0%	100.8%

7 年度別水道料金等調定状況

用 途 等	令和 2 年度		令和 3 年度		
	金額（円）	構成比	金額（円）	構成比	前年度比
家 事 用	1,759,756,640	73.6%	1,861,010,931	75.3%	105.8%
営 業 用	334,419,560	14.0%	335,523,588	13.6%	100.3%
病院・学校・官公署・プ [○] ール・湯屋用	215,368,509	9.0%	205,577,650	8.3%	95.5%
工 場 用	30,930,341	1.3%	29,387,409	1.2%	95.0%
臨 時 用	49,889,400	2.1%	39,910,200	1.6%	80.0%
小 計	2,390,364,450	100.0%	2,471,409,778	100.0%	103.4%
水道メーター使用料	33,674,865	—	40,782,913	—	121.1%
合 計	2,424,039,315	—	2,512,192,691	—	103.6%

(税込)

令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
金額（円）	構成比	前年度比	金額（円）	構成比	前年度比	金額（円）	構成比	前年度比
1,806,359,591	73.5%	97.1%	1,787,436,112	73.3%	99.0%	1,794,934,260	72.6%	100.4%
361,114,815	14.7%	107.6%	377,107,882	15.4%	104.4%	397,401,096	16.1%	105.4%
222,150,103	9.0%	108.1%	221,361,000	9.1%	99.6%	219,106,177	8.9%	99.0%
28,859,717	1.2%	98.2%	28,951,586	1.2%	100.3%	31,112,081	1.3%	107.5%
40,557,000	1.6%	101.6%	24,977,325	1.0%	61.6%	27,898,200	1.1%	111.7%
2,459,041,226	100.0%	99.5%	2,439,833,905	100.0%	99.2%	2,470,451,814	100.0%	101.3%
41,136,828	—	100.9%	41,573,855	—	101.1%	42,004,161	—	101.0%
2,500,178,054	—	99.5%	2,481,407,760	—	99.2%	2,512,455,975	—	101.3%

8 水道料金の徴収と督促等の状況

(1)料金の徴収

料 金 徴 収 方 法	令和2年度		令和3年度	
	件数	構成比	件数	構成比
口 座 振 替	34,766	61.3%	34,640	60.5%
納 付 制	15,095	26.6%	15,050	26.3%
クレジットカード払い	6,865	12.1%	7,593	13.2%
合 計	56,726	100.0%	57,283	100.0%

(2)料金の督促

料 金 の 督 促 等	令和2年度	令和3年度
	件数	件数
1 次 督 促	13,038	13,134
2 次 督 促	15,439	14,578
停 水 予 告	1,648	1,329
給 水 停 止 通 知	834	660
給 水 停 止	155	256

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
34,320	59.5%	34,035	58.5%	25,262	42.9%
15,405	26.7%	15,748	27.0%	33,603	57.1%
7,994	13.8%	8,452	14.5%	0	0.0%
57,719	100.0%	58,235	100.0%	58,865	100.0%

※令和6年度末をもってクレジットカード収納委託先が変更となったため、令和6年度末時点での件数は0件となっている。

令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	件数	件数
14,106	13,564	13,619
15,115	15,207	15,659
1,464	1,543	1,574
567	625	995
278	262	242

9 水道メーター点検状況

月	総件数 A	検針済件数					個人 メーター 検針
		一般 メーター	遠隔 メーター	開栓中	閉栓中 B	閉栓率 B/A	
4	32,806	29,379	3,381	28,336	4,424	13.49%	46
5	34,259	29,840	4,370	30,032	4,178	12.20%	49
6	32,923	29,483	3,394	28,435	4,442	13.49%	46
7	34,272	29,847	4,376	30,099	4,124	12.03%	49
8	32,938	29,501	3,391	28,435	4,457	13.53%	46
9	34,302	29,883	4,370	30,019	4,234	12.34%	49
10	33,164	29,679	3,439	28,559	4,559	13.75%	46
11	34,370	29,953	4,368	30,174	4,147	12.07%	49
12	33,206	29,698	3,462	28,621	4,539	13.67%	46
1	34,421	30,005	4,367	30,204	4,168	12.11%	49
2	33,277	29,751	3,480	28,643	4,588	13.79%	46
3	34,912	30,267	4,596	30,415	4,448	12.74%	49
計	404,850	357,286	46,994	351,972	52,308	12.92%	570

(単位 ： 件)

認定件数		付帯業務			
認定計 C	認定率 C/A	漏水 発見	無届 転居	無断 使用	計
102	0.31%	98	2	107	207
79	0.23%	86	0	146	232
87	0.26%	107	2	129	238
78	0.23%	92	0	104	196
129	0.39%	106	2	107	215
103	0.30%	85	2	98	185
156	0.47%	97	2	114	213
125	0.36%	93	4	98	195
142	0.43%	107	1	120	228
119	0.35%	120	0	92	212
116	0.35%	127	0	110	237
114	0.33%	79	4	136	219
1,350	0.33%	1,197	19	1,361	2,577

10 水道料金の減免措置状況

用 途		区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
漏水減免	家事用	件数(件)	240	143	169	168	178
		水量(m³)	16, 598	8, 239	17, 299	8, 093	18, 442
		金額(円)	4, 780, 538	2, 291, 386	5, 439, 971	2, 035, 476	5, 425, 608
	営業用	件数(件)	13	8	14	9	7
		水量(m³)	3, 997	879	1, 415	1, 804	1, 683
		金額(円)	1, 491, 050	277, 880	495, 220	657, 480	568, 712
	官公署用	件数(件)	2	2	3	2	4
		水量(m³)	474	184	309	145	484
		金額(円)	151, 055	57, 684	118, 190	54, 736	156, 954
その他	件数(件)	7	6	1	4	1	
	水量(m³)	2, 605	730	191	750	112	
	金額(円)	945, 420	266, 707	74, 585	271, 440	35, 112	
小 計		件数(件)	262	159	187	183	190
		水量(m³)	23, 674	10, 032	19, 214	10, 792	20, 721
		金額(円)	7, 368, 063	2, 893, 657	6, 127, 966	3, 019, 132	6, 186, 386
新型コロナウイルス感染拡大に伴う減免		件数(件)	71, 160	0	0	0	0
		金額(円)	144, 034, 267	0	0	0	0
合 計		件数(件)	71, 422	159	187	183	190
		水量(m³)	23, 674	10, 032	19, 214	10, 792	20, 721
		金額(円)	151, 402, 330	2, 893, 657	6, 127, 966	3, 019, 132	6, 186, 386

11 特例計算

(1) 特例計算別栓数及び戸数

区 分		栓数(栓)	割合	戸数(戸)	割合
特 例 計 算	第 1 種	356	0.6%	8,812	12.5%
	第 2 種	134	0.2%	2,544	3.6%
	第 3 種	80	0.2%	623	0.9%
	第 4 種	17,950	30.5%	17,965	25.6%
	合 計	18,520	31.5%	29,944	42.6%
全給水栓数・給水戸数		58,865	100.0%	70,289	100.0%

(2) 特例計算の種別及び料金の算出方法

種 別	適用対象建物形態	水道料金の算出方法
特例計算 第 1 種	独立した生計を営む住居のみを単位とした共同住宅（以下「共同住宅」という）で、その住居の規模が各戸とも概ね等しいもの	均等に使用したとみなされた1戸当たりの水量（市の親メーターで計量した水量を使用戸数で割る）につき算出された水道料金に使用戸数を乗じる。
特例計算 第 2 種	（1）独立した生計若しくは事業を営む住居、店舗、事務所等が混在する多目的ビル又は業務用ビル（以下「多目的ビル等」という）であるもの （2）共同住宅で、その住居の規模が大きく異なるもの （3）独立した生計を営む居室ごとに給水栓がない寮に類するもの	基本水量に使用戸数を乗じた水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から基本水量×使用戸数を引く）については、1戸分としての超過料金を算出し、その金額に基本料金に使用戸数を乗じた金額を加える。
特例計算 第 3 種	特例計算第2種の適用建物に該当する多目的ビル等又は共同住宅で、住居、店舗、事務所等の一部に市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を引く）については、特例計算第2種で料金を算定し、その金額に市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき算出した金額を加える。ただし、市の各戸メーター又は私設メーターが設置されていない室がすべて独立した生計を営む住居のみで、かつ、その室の規模が各室とも概ね等しいときは、特例計算第1種で料金を算出する。
特例計算 第 4 種	特例計算第1種又は特例計算第2種の適用建物に該当する共同住宅又は多目的ビル等で、すべての住居、店舗、事務所等ごとに市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき、各戸ごとに算出する。ただし、その合計金額が市の親メーターで計量した水量に基づき特例計算第1種で算出した水道料金に満たないときは、その差額を別途徴収する。

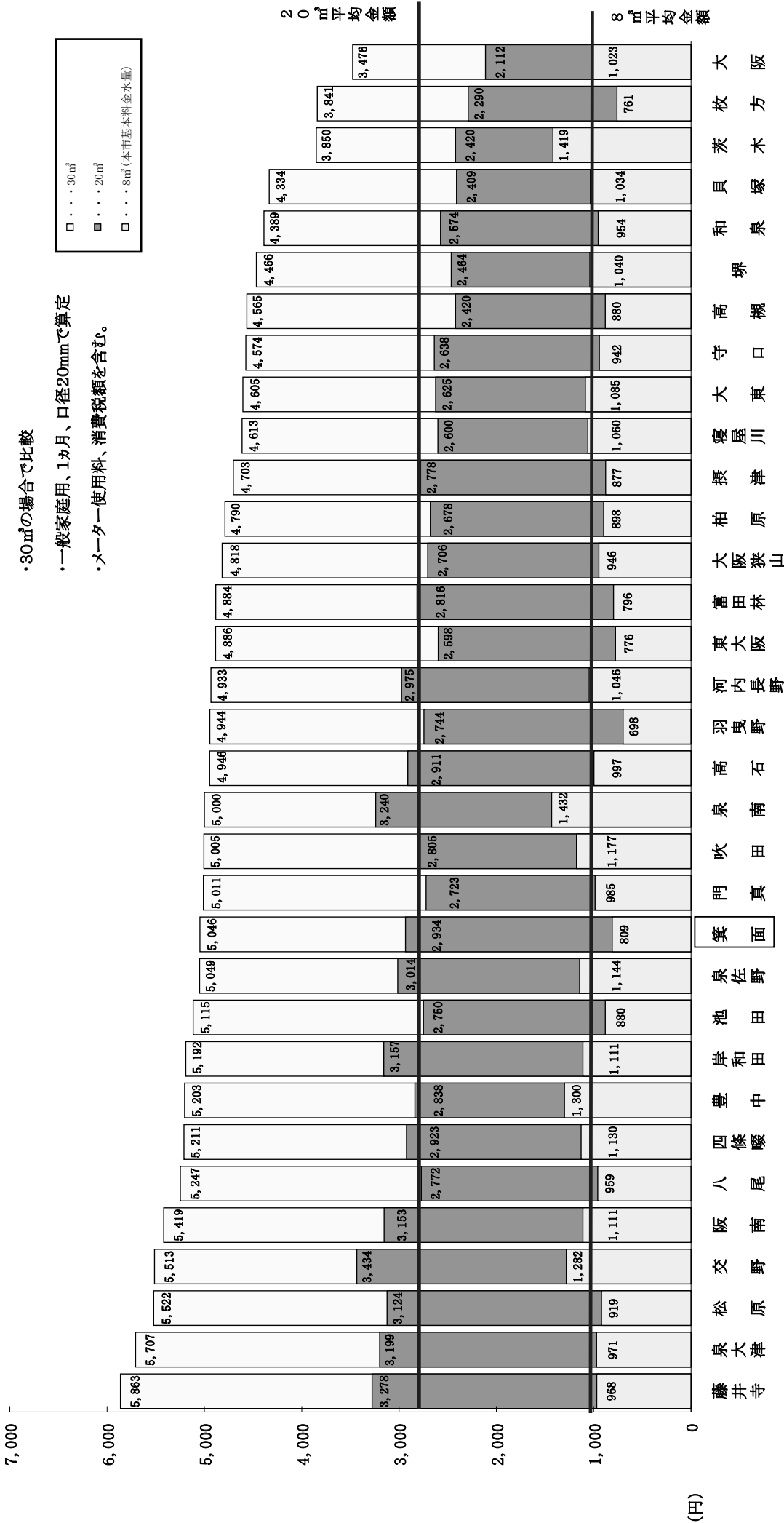
12 大阪府内 各市水道料金比較

令和7年(2025年)3月31日現在

・30㎡の場合で比較

・一般家庭用、1ヵ月、口径20mmで算定

・メーター使用料、消費税額を含む。



改定年月日	平成27年10月1日
	令和3年4月1日
	平成22年10月1日
	平成14年4月1日
	平成26年4月1日
	令和元年12月1日
	平成30年7月1日
	平成22年8月1日
	平成22年10月1日
	平成23年10月1日
	令和元年10月1日
	平成15年8月1日
	平成22年7月1日
	令和3年10月1日
	平成23年3月1日
	平成20年4月1日
	平成26年10月1日
	平成22年4月1日
	平成30年10月1日
	令和2年4月1日
	令和3年1月1日
	平成30年7月1日
	平成21年4月1日
	令和6年1月1日
	令和6年4月1日
	令和7年2月1日
	平成22年10月1日
	平成29年4月1日
	令和6年4月1日
	平成23年10月1日
	平成24年4月1日
	令和2年10月1日